



愛媛県報

発行 愛媛県

印刷 岡田印刷株式会社

平成14年8月2日金曜日 第1378号

◇ 目次 ◇

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則.....	899
住民基本台帳法施行細則.....	899

告 示

救急病院の協力申出.....	906
土地改良区役員の退任の届出.....	906
町営土地改良事業の施行の同意.....	906
卸売市場整備計画の公表.....	906
漁船損害補償法による加入区の変更の一部改正.....	910
付保義務の消滅.....	910
土地収用法に基づく事業の認定.....	910
公共測量の終了の通知.....	910
道路の区域変更（県道壬生川新居浜野田線）.....	910
道路の供用開始（ " ）.....	910
道路の区域変更（県道六軒家石手線外）.....	911
道路の区域変更（県道久万中山線外）.....	911
道路の供用開始（ " ）.....	911
道路の区域変更（県道長浜保内線外）.....	911
道路の供用開始（ " ）.....	912
道路の区域変更（県道十和吉野線）.....	912
道路の供用開始（ " ）.....	913
開発行為に関する工事の完了.....	913
落札者等の告示.....	913

訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....	913
---------------------------	-----

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第51号

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成14年8月2日

愛媛県知事 加戸守行

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則の一部を改正する規則

審議会、審査会等の委員その他これに準ずる者の報酬に関する規則（昭和28年愛媛県規則第62号）の一部を次のように改正する。

別表中「愛媛県公務災害補償等審査会委員」を「愛媛県公務災害補償等審査会委員 愛媛県人確認情報保護審議会委員」に改める。

附 則

この規則は、平成14年8月5日から施行する。

○愛媛県規則第52号

住民基本台帳法施行細則を次のように定める。

平成14年8月2日

愛媛県知事 加戸守行

住民基本台帳法施行細則

（趣旨）

第1条 この規則は、住民基本台帳法施行令（昭和42年政令第292号）、住民基本台帳法施行規則（平成11年自治省令第35号）及び住民基本台帳法施行条例（平成14年愛媛県条例第38号）に定めるもののほか、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（身分証明書）

第2条 法第30条の23第3項及び第34条の2第2項に規定する職員の身分を示す証明書は、身分証明書（様式第1号）とする。

（本人確認情報の開示手続）

第3条 法第30条の37第1項の規定に基づく自己に係る本人確認情報の開示の請求（以下「開示請求」という。）は、本人確認情報開示請求書（様式第2号）により行わなければならない。

2 開示請求をする者は、次項に規定する場合を除き、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の本人確認情報の本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提示しなければならない。

3 法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、当該法定代理人は、自己に係る前項に規定する書類及び戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを知事に提示しなければならない。

4 法第30条の37第2項ただし書の規定に基づく書面以外の方法による本人確認情報の開示は、本人確認情報が表示されたディスプレイの画面を閲覧させることにより行うものとする。

（開示期限の延長の通知）

第4条 法第30条の38第2項の規定に基づく通知は、本人確認情報開示期限延長通知書（様式第3号）により行うものとする。

（本人確認情報の訂正等の申出）

第5条 法第30条の40の規定による本人確認情報の内容の全部又は一部の訂正、追加又は削除の申出（以下「本人確認情報の訂正等の申出」という。）は、本人確認情報訂正（追加、削除）申出書（様式第4号）により行わなければならない。

- 2 第3条第2項及び第3項の規定は、本人確認情報の訂正等の申出について準用する。
- 3 法第30条の40の規定に基づく通知は、本人確認情報調査結果通知書（様式第5号）により行うものとする。

附 則

この規則は、平成14年8月5日から施行する。

様式第1号(第2条関係) 身分証明書

(表)

第 号

身 分 証 明 書

所 属
職 名
氏 名
生年月日

上記の者は、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第30条の23第2項(第34条の2第1項)の規定による立入検査を行う職員であることを証明する。

年 月 日

愛媛県知事



(裏)

住民基本台帳法(抜粋)

(報告及び立入検査)

第30条の23 省略

- 委任都道府県知事は、その行わせることとした本人確認情報処理事務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、指定情報処理機関に対し、当該本人確認情報処理事務の実施の状況に関し必要な報告を求め、又はその職員に、当該本人確認情報処理事務を取り扱う指定情報処理機関の事務所に立ち入り、当該本人確認情報処理事務の実施の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。
- 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 第1項又は第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(報告及び検査)

第34条の2 都道府県知事は、第30条の43第4項又は第5項の規定による措置に関し必要があると認めるときは、その必要と認められる範囲内において、同条第2項又は第3項の規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者に対し、必要な事項に関し報告を求め、又はその職員に、これらの規定に違反していると認めるに足りる相当の理由がある者の事務所又は事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

- 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。
- 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第6章 罰則

第46条 次の各号のいずれかに該当するときは、その違反行為をした指定情報処理機関の役員又は職員は、30万円以下の罰金に処する。

- 省略
- 第30条の23第1項又は第2項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
- 省略

第47条 第34条の2第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、20万円以下の罰金に処する。

注1 不要の文字は、抹消すること。

- 身分証明書の区分に応じ、該当する条文を選択して記載すること。

様式第2号(第3条関係) 本人確認情報開示請求書

本人確認情報開示請求書

年 月 日

愛媛県知事

殿

氏名

(年 月 日生) 男・女

請求者

住所

郵便番号

電話番号

法定代理人

氏名

住所

郵便番号

電話番号

希望する開示の方法	ディスプレイの画面の閲覧 書面の交付
本人の状況等(法定代理人による請求の場合に記入してください。)	未成年者(年 月 日生) 成年被後見人
受付年月日	年 月 日
本人又は法定代理人の確認	運転免許証 健康保険の被保険者証 旅券 その他()
法定代理人の資格確認	戸籍謄本 その他()
備考	

記入上の注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 印の欄は、記入しないでください。
- 3 本人確認情報の本人が開示請求をする場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提示してください。
- 4 法定代理人が本人に代わって開示請求をする場合は、法定代理人は、自己に係る3の書類及び戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提示してください。

様式第3号(第4条関係) 本人確認情報開示期限延長通知書

本人確認情報開示期限延長通知書

第 年 月 号
年 月 日

様

愛媛県知事

印

開 示 請 求 年 月 日	年 月 日
延 長 前 の 期 限	年 月 日
延 長 後 の 期 限	年 月 日
延 長 の 理 由	
担 当 課	電話番号 () - 内線

様式第4号（第5条関係） 本人確認情報訂正（追加、削除）申出書

本人確認情報訂正（追加、削除）申出書

年 月 日

愛媛県知事

殿

氏名

（ 年 月 日生） 男・女

申 出 者

住所

郵便番号

電話番号

氏名

法定代理人

住所

郵便番号

電話番号

開示を受けた年月日	年 月 日
訂正（追加、削除）の申出に係る本人確認情報の内容	住 民 票 コ ー ド
	氏 名
	生 年 月 日
	性 別
	住 所
	区 分 ・ 事 由
	上記事由に対応する年月日
訂正（追加、削除）を求める内容	
本人の状況等（法定代理人による申出の場合に記入してください。）	未成年者（ 年 月 日生） 成年被後見人
受 付 年 月 日	年 月 日
本人又は法定代理人の確認	運転免許証 健康保険の被保険者証 旅券 その他（ ）
法定代理人の資格確認	戸籍謄本 その他（ ）
備 考	

記入上の注意

- 1 のある欄は、該当する の中にレ印を付けてください。
- 2 印の欄は、記入しないでください。
- 3 本人確認情報の本人が訂正（追加、削除）の申出をする場合は、運転免許証、健康保険の被保険者証その他の本人であることを証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提示してください。
- 4 法定代理人が本人に代わって訂正（追加、削除）の申出をする場合は、法定代理人は、自己に係る3の書類及び戸籍謄本その他の法定代理人の資格を証明するために必要な書類として知事が適当と認めるものを提示してください。

注 不要の文字は、抹消すること。

様式第5号(第5条関係) 本人確認情報調査結果通知書

本人確認情報調査結果通知書

第 年 月 日 号

様

愛媛県知事 印

訂正(追加、削除)申出年月日	年 月 日
訂正(追加、削除)の有無	有 無
訂正(追加、削除)をする内容	
訂正(追加、削除)年月日	年 月 日
訂正(追加、削除)しない部分及び理由	
担 当 課	電話番号 () - 内線

注 不要の文字は、抹消すること。

告 示

○愛媛県告示第1378号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
奥島病院	松山市道後町二丁目2番1号	医療法人 団 伸 会	平成17年 8 月 1 日 まで

○愛媛県告示第1379号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市橘土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	伊 藤 寛 一	西条市坂元甲338番地1

○愛媛県告示第1380号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の2第1項の規定により、瀬戸町から協議のあった町営土地改良事業（県単独補助土地改良事業（かんがい排水）・大江地区）の施行に平成14年7月23日同意した。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

○愛媛県告示第1381号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第6条第1項の規定に基づき、次のとおり愛媛県卸売市場整備計画を定めた。

愛媛県卸売市場整備計画書は、愛媛県庁及び各地方局に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 目標年度 平成22年度
- 2 卸売市場の適正な配置の方針
- (1) 品目別流通圏の設定

ア 青果物及び花きの流通圏

流通圏	流 通 圏 の 区 域
県下全域	県 下 全 市 町 村

イ 水産物流通圏

流通圏	流 通 圏 の 区 域
県下全域	県 下 全 市 町 村

ウ 食肉流通圏

流通圏	流 通 圏 の 区 域
県下全域	県 下 全 市 町 村

(2) 卸売市場配置計画

ア 青果物及び花き

流通圏	配置位置	当該流通圏既存卸売市場			整備方針				卸売市場整備地区の指定	備考		
		市町村名	卸売市場名	区分	卸売市場の整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度				
								前期			後期	目標以降
県下全域	川之江市又は伊予三島市土居町	川之江市伊予三島市土居町	1. 川之江青果協同組合地方卸売市場	民	1～2を統合整備 廃止	公又は民	青果物 花き					
			2. 伊予三島中央青果株式会社地方卸売市場	民								
			3. うま農業協同組合土居町青果市場	小規模								
	西条市	新居浜市 西条市 東予市	4. 新居浜青果株式会社地方卸売市場	民	4～6を統合整備	民 中核	青果物 花き				西条市 船屋地区 (41,070m ²)	高
			5. 地方卸売市場西条青果株式会社	民								
			6. 周桑地方卸売市場	民								
	今治市	今治市	7. 今治市公設地方卸売市場	公	存置整備	公	青果物 花き					
	菊間町	菊間町	8. 菊間青果市場	小規模	存置	小規模	青果物					
	松山市	松山市	9. 松山市中央卸売市場中央市場	中	存置整備	中	青果物 花き					
			10. 伊予青果海産協同組合地方卸売市場	民	存置	民	青果物					
	北条市	北条市	11. 地方卸売市場えひめ中央農業協同組合北条青果市場	民	存置	民	青果物					
	伊予市	伊予市	12. 伊予連合農協青果地方卸売市場	民	存置	民	青果物 花き					
	大洲市	大洲市	13. 地方卸売市場愛媛たいき農業協同組合青果市場	民	存置	民	青果物					
	内子町	内子町	14. 有限会社内子青果地方卸売市場	民	存置	民	青果物					
	八幡浜市	八幡浜市	15. 地方卸売市場株式会社八幡浜青果市場	民	15～16を統合整備	公又は民	青果物					
			16. 地方卸売市場株式会社丸八農協青果市場	民								
	宇和町	宇和町	17. 卯之町青果市場	小規模	廃止							
	野村町	野村町	18. 東宇和農業協同組合青果市場	小規模	廃止							
	宇和島市	宇和島市	19. 丸協宇和島青果販連地方卸売市場	民	19～20を統合整備	公又は民	青果物 花き					
			20. 地方卸売市場株式会社宇和島青果市場	民								
	広見町	広見町	21. えひめ南農業協同組合鬼北青果市場	小規模	廃止							
	津島町	津島町	22. えひめ南農業協同組合津島青果市場	小規模	廃止							
	城辺町	城辺町	23. 城辺地方卸売市場	民	存置	民	青果物					

平成14年8月2日

愛媛県報

第1378号

イ 水産物

流通圏	配置位置	当該流通圏既存卸売市場			整備方針				卸売市場 整備地区 の指定	備考		
		市町村名	卸売市場名	区分	卸売市場の 整備計画	区分	取扱品目	整備予定年度				
								前期			後期	目標以降
県 下 全 域	新居浜市 又は 西条市	川之江市	1. 川之江水産物地方卸売市場(産)	民	1～10を 統合整備	民	水産物					
		伊予三島市	2. 三島漁業協同組合地方卸売市場	民								
			3. 寒川漁業協同組合地方卸売市場(産)	民								
		土居町	4. 土居町漁業協同組合魚市場	小規模								
			新居浜市	5. 新居浜市大島漁業協同組合鮮魚介類共同販売所				小規模				
		6. 多喜浜漁業協同組合魚市場		小規模								
		7. 新居浜市垣生漁業協同組合地方卸売市場		民								
		8. 新居浜漁業協同組合地方卸売市場		民								
		西条市	9. 西条漁業協同組合地方卸売市場	民								
			東予市	10. 河原津漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)				小規模				
	西条市	西条市	11. 西条魚市場株式会社地方卸売市場	民	存置	民	水産物					
		東予市	東予市	12. 株式会社秋山魚市場	小規模	存置	小規模	水産物				
	東予市		東予市	13. 株式会社小糸魚市場	小規模	存置	小規模	水産物				
		今治市	今治市	14. 今治漁業協同組合鮮魚介類共同販売所	小規模	14～16を 統合整備	公又は民	水産物				
	波方町		15. 桜井漁業協同組合魚市場	小規模								
			16. 小部漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)	小規模								
	松山市	松山市	17. 松山市中央卸売市場水産市場	中	17～18を 統合整備	公	水産物					
		松山市	18. 株式会社久万ノ台魚市場	小規模								
	伊予市 又は 双海町	北条市	19. 北条市漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)	小規模	19～23を 統合整備	民	水産物					
		伊予市	20. 伊予市地方卸売市場	民								
			双海町	21. 上灘漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)				小規模				
		22. 下灘漁業協同組合地方卸売市場(産)		民								
		長浜町	23. 長浜町水産物地方卸売市場(産)	民								
	八幡浜市	八幡浜市	24. 八幡浜市水産物地方卸売市場(産)	公	24～25を 統合整備	公	水産物					
		三瓶町	25. 三瓶湾漁業協同組合地方卸売市場(産)	民								
			明浜町	26. 明浜漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)				小規模				
	宇和島市	宇和島市	27. 愛媛県漁業協同組合連合会宇和島地方卸売市場	民	26～30を 統合整備	民	水産物					
			28. 株式会社宇和島魚市場地方卸売市場	民								
		吉田町	29. 吉田町地方卸売市場	民								
		津島町	30. 津島地区漁業協同組合鮮魚介類共同販売所	小規模								
	城辺町	御荘町	31. 御荘町漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)	小規模	31～36を 統合整備	民	水産物					
			32. 南内海漁業協同組合魚市場(産)	小規模								
		城辺町	33. 久良漁業協同組合地方卸売市場(産)	民								
			34. 深浦漁業協同組合地方卸売市場(産)	民								
			35. 東海漁業協同組合魚市場(産)	小規模								
		西海町	36. 西海町漁業協同組合鮮魚介類共同販売所(産)	小規模								

ウ 食 肉

流通圏	配置位置	当 該 流 通 圏 既 存 卸 売 市 場			整 備 方 針				卸売市場 整備地区 の指定	備 考		
		市町村名	卸 売 市 場 名	区 分	卸売市場の 整備計画	区 分	取扱品目	整備予定年度				
								前期			後期	目標以降
県下全域	松山市	松山市	1. 愛媛食肉地方卸売市場	民	存 置	民	食 肉					

- 注 1 当該流通圏既存卸売市場の卸売市場名の欄中「(産)」と付記されている市場は、産地卸売市場であることを示す。
- 2 当該流通圏既存卸売市場及び整備方針の区分の欄中「中」とは中央卸売市場を、「公」とは公設地方卸売市場を、「民」とは民営地方卸売市場を、「小規模」とは地方卸売市場の規模に満たない卸売市場を、「中核」とは中核的地方卸売市場をいう。
- 3 整備方針の整備予定年度の欄中「前期」とは平成13年度から平成17年度までを、「後期」とは平成18年度から平成22年度までを、「目標以降」とは平成23年度以降をいう。
- 4 備考の欄中「高」とは、機能高度化を図る卸売市場をいう。

○愛媛県告示第1382号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 112 条第 3 項及び第 6 項の規定により、漁船損害補償法による加入区の変更（昭和36年 2 月愛媛県告示第 157 号）の一部を次のように改正する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

表八幡浜市の部八幡浜第一の項を次のように改め、同部八幡浜第二の項を削る。

八幡浜 八幡浜市一円

○愛媛県告示第1383号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第 113 条の 2 第 1 項第 2 号の規定により、次の加入区について、付保義務の発生（平成13年 3 月愛媛県告示第 625 号）による保険に付すべき義務は、平成14年 8 月 1 日限り消滅したので、同条第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

（八幡浜地方局管内）

八幡浜 第一加入区

○愛媛県告示第1384号

土地収用法（昭和26年法律第 219 号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、次のとおり告示する。

○愛媛県告示第1386号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 敷 幅	延 長	備 考
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市禎瑞字八幡壱番1412番地先から 同市禎瑞字加茂壱番459番 1 地先まで	旧	メートル 12.0 13.0~14.8	キロメートル 0.155 0.155	
			新	12.0	0.155	

○愛媛県告示第1387号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、西条地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	壬生川新居浜野田線	西条市禎瑞1440番地先から 同市古川乙181番 1 地先まで	平成14年 9 月18日

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 起業者の名称
三間町
- 2 事業の種類
三間小学校校庭整備事業
- 3 起業地
(1) 収用の部分
愛媛県北宇和郡三間町大字宮野下地内
(2) 使用の部分
なし
- 4 土地収用法第26条の 2 の規定に基づく図面の縦覧場所
三間町役場

○愛媛県告示第1385号

測量法（昭和24年法律第 188 号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

- 1 作業種類
公共測量（区画整理事業調査に伴う基準点・現況測量）
- 2 作業期間
平成13年10月 5 日から
平成14年 6 月28日まで
- 3 作業地域
松山市南江戸一丁目、南江戸二丁目、南江戸三丁目、南江戸五丁目、大手町二丁目、三番町八丁目、千舟町八丁目、辻町、宮田町及び朝美一丁目の各一部

○愛媛県告示第1388号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	六軒家石手線	松山市道後湯之町872番 1 地先から 同市道後町一丁目928番 1 地先まで	旧	メートル 16.6～22.2	キロメートル 0.052	
			新	22.4～29.0	0.052	
"	道後公園線	松山市道後町一丁目928番 1 地先から 同市岩崎町二丁目653番 4 地先まで	旧	15.0～30.0	0.190	
			新	28.5～43.5	0.190	

○愛媛県告示第1389号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 敷 幅	延 長	備 考
県 道	久万中山線	伊予郡広田村高市2423番 3 から 同村高市2146番 6 地先まで	旧	メートル 5.0～25.0	キロメートル 0.150	
			新	16.0～37.0	0.150	
"	"	伊予郡広田村高市2142番 4	旧	7.0～11.0	0.020	
			新	17.0～20.0	0.020	
"	広田双海線	伊予郡広田村玉谷397番から 同村玉谷366番 2 まで	旧	4.0～ 8.6	0.174	
			新	9.2～33.6	0.171	

○愛媛県告示第1390号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、松山地方局伊予土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	久万中山線	伊予郡広田村高市2423番 3 から 同村高市2146番 6 地先まで	平成14年 8 月 2 日
"	"	伊予郡広田村高市2142番 4	"
"	広田双海線	伊予郡広田村玉谷397番から 同村玉谷366番 2 まで	"

○愛媛県告示第1391号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字豊茂丙91番 5 地先から 同大字丙75番 6 まで	旧	メートル 4.5～7.0	キロメートル 0.110	
			新	20.0～24.5	0.103	
"	"	喜多郡長浜町大字豊茂丙75番 6	旧	4.5～15.0	0.116	
			新	4.5～15.0 20.0～58.4	0.116 0.111	
"	肱川公園線	喜多郡肱川町大字宇和川339番 2 から 同大字333番14まで	旧	4.3～7.1	0.196	
			新	5.5～41.2	0.180	
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川333番14	旧	3.7～7.0	0.095	
			新	3.7～7.0 10.2～26.3	0.095 0.046	
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川333番14から 同大字333番15まで	旧	4.0～7.3	0.053	
			新	24.3～39.1	0.037	
"	"	喜多郡肱川町大字宇和川333番15から 同大字308番 4 まで	旧	4.1～8.1	0.210	
			新	4.1～8.1 10.2～24.3	0.210 0.078	

○愛媛県告示第1392号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、八幡浜地方局大洲土木事務所において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	長浜保内線	喜多郡長浜町大字豊茂丙91番 5 地先から 同大字丙75番 6 まで	平成14年 8 月 2 日
"	肱川公園線	喜多郡肱川町大字宇和川339番 2 から 同大字308番 4 まで	平成14年 8 月 9 日

○愛媛県告示第1393号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川444番 2 から 同大字386番 1 地先まで	旧	メートル 4.0～20.0	キロメートル 0.612	
			新	13.2～65.5	0.603	
"	"	北宇和郡松野町大字奥野川386番 1 地先から 同大字215番地先まで	旧	5.0～15.8	0.208	
			新	5.0～15.8 43.0～65.5	0.208 0.091	

"	"	北宇和郡松野町大字奥野川215番地先から 同大字92番 2 まで	旧	4 4 ~ 8 5	0 .190	
			新	19 5 ~ 54 .0	0 .180	

○愛媛県告示第1394号

道路法（昭和27年法律第 180 号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、宇和島地方局建設部において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	十和吉野線	北宇和郡松野町大字奥野川406番 1 地先	平成14年 8 月10日
"	"	北宇和郡松野町大字奥野川215番地先から 同大字92番 2 まで	"

○愛媛県告示第1395号

都市計画法（昭和43年法律第 100 号）第36条第 1 項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

検 査 済 証 の 番 号 及 び 交 付 年 月 日	工 事 を 完 了 し た 開 発 区 域 又 は 工 区 に 含 ま れ る 地 域 の 名 称	開 発 許 可 を 受 け た 者 の 住 所 及 び 氏 名
西局建（開）第12号 平成14年 7 月19日	西条市禎瑞字高丸壱番1816番 2	西条市大町205番地 矢 野 和 子
宇局御（開）第 1 号 平成14年 7 月23日	南宇和郡御荘町長洲1324番 2 及び1331番 3	南宇和郡城辺町緑乙3605 有限会社 凝地 代表取締役 凝 地 古

○愛媛県告示第1396号

次のとおり落札者を決定した。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務 を担当する機関の 名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を 決定した手続	入 札 公 告 日
パーソナルコンピュータ 200台	愛媛県警察本部総 務室会計課 愛媛県松山市南堀 端町 2 番地 2	平成14年 7 月17日	西日本電信電話株式 会社愛媛支店 松山市一番町四丁目 3 番	31,290,000円	一般競争入札	平成13年 6 月 7 日

訓 令

○愛媛県訓令第11号

庁 中 一 般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成14年 8 月 2 日

愛媛県知事 加 戸 守 行

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 市町村課の表 3 の部中 6 の項を14の項とし、5の項を13の項とし、4の項を12の項とし、3の項を6の項とし、同項の次に次のように加える。

7 本人確認情報の安全確保措置（第30条の29第 1 項）			
8 提供を受けた本人確認情報の安全確保措置（第30条の33第 1 項）			
9 自己の本人確認情報の開示等（第30条の37第 2 項、第30条の38第 2 項）			
10 自己の本人確認情報の訂正、追加又は削除の申出の処理（第30条の40）			

11 住民票コードの利用制限に関すること。				
(1) 中止勧告及び必要な措置の勧告（第30条の43第4項）				
(2) 命令（第30条の43第5項）				
(3) 報告の徴収及び立入検査（第34条の2第1項）				

別表第2市町村課の表3の部中2の項を5の項とし、1の項を3の項とし、同項の次に次のように加える。

4 指定情報処理機関に情報提供手数料を収受させることの決定及びその額の承認（第30条の10第4項、第5項）				
---	--	--	--	--

別表第2市町村課の表3の部中3の項の前に次のように加える。

1 住民基本台帳の脱漏等に関する市町村長への通報（第12条の3）				
2 市町村の執行機関に対する本人確認情報の提供（磁気ディスクの送付によるものに限る。）（第30条の7第4項）				

別表第2市町村課の表3の部中14の項の次に次のように加える。

15 国に対する資料の提供（第37条第2項）				
------------------------	--	--	--	--

附 則

この訓令は、平成14年 8 月 5 日から施行する。